

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第 1 号	令和 4 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第 2 号	令和 4 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第 3 号	令和 4 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 4 号	令和 4 年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 5 号	令和 4 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 6 号	令和 4 年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第 7 号	令和 4 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	7
認定第 8 号	令和 4 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8
認定第 9 号	令和 4 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について	9
認定第 10 号	令和 4 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について	10
認定第 11 号	令和 4 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	11
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 4 号) について)	12 資料 12
議案第 38 号	令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 5 号) について	資料 13
議案第 39 号	令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	資料 13

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 4 0 号	令和 5 年度御殿場市公設浄化槽事業会計補正予算 (第 1 号) について	資料 1 4
議案第 4 1 号	御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例制定に ついて	1 3
議案第 4 2 号	御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を 改正する条例制定について	1 4
議案第 4 3 号	防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について	1 6
議案第 4 4 号	市道路線の認定について	1 7
同意第 4 号	御殿場市教育委員会委員の任命について	1 8

認定第1号

令和4年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市一般会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第2号

令和4年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第3号

令和4年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第4号

令和4年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第5号

令和4年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第6号

令和4年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第7号

令和4年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第8号

令和4年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第9号

令和4年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度御殿場市簡易水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第10号

令和4年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度御殿場市公共下水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 1 1 号

令和 4 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度御殿場市一般会計補正予算（第4号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 4 1 号

御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例

(御殿場市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市印鑑条例（昭和 6 3 年御殿場市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 3 見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第 1 項中「印鑑登録者は、」の次に「個人番号カード等（」を、「規定する個人番号カード」の次に「及び電子通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）」を加え、「（個人番号カード」を「（個人番号カード等」に改め、同条第 2 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、「第 2 2 条第 7 項」の次に「又は同法第 3 5 条の 2 第 7 項」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

(御殿場市手数料条例の一部改正)

第 2 条 御殿場市手数料条例（昭和 5 8 年御殿場市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「個人番号カード」の次に「、移動端末設備」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第42号

御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を改正する条例

(御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例の一部改正)

第1条 御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例(平成25年御殿場市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「に100分の110を乗じて得た額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)」を削る。

別表第2中「3,600円」を「3,960円」に、「4,380円」を「4,810円」に、「5,600円」を「6,160円」に改める。

(御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例の一部改正)

第2条 御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例(平成11年御殿場市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「4,800円に100分の110を乗じて得た額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)」を「5,280円」に改める。

第14条中「(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)」を削る。

(御殿場市下水道条例の一部改正)

第3条 御殿場市下水道条例(平成4年御殿場市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中「1,170円」を「1,415円70銭」に、「117円」を「141円90銭」に、「129円」を「156円20銭」に、「140円」を「169円40銭」に、「

「164円」を「198円」に、「35円」を「42円90銭」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 公衆浴場は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受ける公衆浴場に限る。

（御殿場市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第4条 御殿場市農業集落排水処理施設条例（平成16年御殿場市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中「1,170円」を「1,415円70銭」に、「117円」を「141円90銭」に、「129円」を「156円20銭」に、「140円」を「169円40銭」に、「164円」を「198円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御殿場市下水道条例及び御殿場市農業集落排水処理施設条例の規定は、令和6年5月以後に徴収すべき使用料について適用し、令和6年4月までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第43号

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|--|
| 1 取得物件 | 防災行政無線施設（簡易型戸別受信機） |
| 2 取得の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 40,238,000円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県沼津市大岡1974番地7
NEC静岡ビジネス株式会社 沼津支店
支店長 滝 浪 良 洋 |

議案第 4 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2205号線	御殿場市東田中695番24地先	御殿場市東田中695番12地先	
2206号線	御殿場市深沢1101番7地先	御殿場市深沢1101番5地先	

同意第4号

御殿場市教育委員会委員の任命について

次の者を御殿場市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 長 田 光 男

住 所

生年月日

